



司法支援建築会議会報

AIJ Council for Judicial Support

No.25
2026.08

司法支援建築会議の活動報告

司法支援建築会議運営委員会
委員長

吉野 博



司法支援建築会議は、裁判所および国の裁判外紛争処理機関に対する支援、ならびに裁判例等の建築紛争情報を調査・分析した成果の公表をもって会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらに社会公共に寄与することを目的として、2000年の発足以来、本会の社会貢献の大きな柱として活動してきました。2025年度も基本方針を継承し、建築関係訴訟に関して本会が保持する幅広い専門的知見をもって厳正中立な立場から裁判所を支援するとともに、建築紛争に対する調査・分析をさまざまな角度から行い、その成果を本会員のみなならず広く一般社会に公表しました。

幸いなことに2022年度より司法支援建築会議に対して東京地方裁判所より判決書の写しの貸与が再開されました。法廷で判決されたものは公的資料であるという考え方があり、本会議では具体的な案件に対して調査・分析を行い、会員限定にて「令和6（2024）年度分報告書」を公開しました。これにより紛争の発生を未然に防ぐこと、紛争が発生して訴訟に至った場合はその裁判期間を短縮することに貢献し、最終的には建築物の品質向上につながる事が期待されます。また、この成果を蓄積していき、今後、どのように一般社会のものとするかについての仕組みづくりを裁判所とともに構築しているところです。

本年度も運営委員会のもとに三つの部会を擁して活動しました。運営委員会は主として活動全般の企画・運営を、支援部会（部会長：横山裕）、調査研究部会（部会長：櫻井一弥）、普及・交流部会（部会長：井上勝夫）は当会議の目的とする具体的な事業を実施しました。概略を以下に述べます。

1. 支部組織の整備

本会議の支部は、北海道、東北、東海、近畿、四国（2026年2月より）の各学会支部において設置されており、地方における司法支援活動の活性化、地方裁判所と会議会員との交流を行っています。支部活動の活性化により学会本部と地方との連携が一層促進されることが期待されます。

2. 裁判所等への支援

支援部会では、最高裁判所民事局を通じて地方裁判所に鑑定人候補者1名（和歌山地方裁判所）、民事調停委員候補者60名

（東京地方裁判所42名、東京簡易裁判所10名、八王子簡易裁判所2名、町田簡易裁判所1名、大阪地裁5名）を推薦しました。

3. 調査研究活動

既に述べましたが、東京地方裁判所より判決書の写し4件の貸与を受け、調査研究部会で調査・分析を行い、2026年5月に本会ホームページにて会員限定で公開しました。

また、同部会では、2019年、2024年に引き続き、10月9日に東京地方裁判所裁判官向け勉強会「木造戸建て住宅の防水・断熱等について」を開催しました。

出席者：裁判官11名、講師1名（青木清美/有限会社青木工業）

4. 会員等への情報発信・啓発活動

普及・交流部会では、第14回建築紛争フォーラム（大会関連行事）「アスベストを巡る建築関連紛争の現状と課題—九州建設アスベスト訴訟を中心に—」（2025年9月8日、九州大学筑紫キャンパスC-CUBE筑紫ホール、55名）と第25回司法支援建築会議講演会「建築紛争の現状と課題（その7）—大阪地方裁判所における建築裁判から—」（2025年11月21日13：30～17：30、大阪市建設交流会館グリーンホール、63名）を開催し、会報第24号の発行、本会議ホームページの更新を行いました。

5. 登録会員数

391名（2026年3月現在）。 （東北大学名誉教授）

2025年度会議支部活動報告

〇北海道支部

羽山広文

2025年度活動状況および2026年度運営体制は以下のとおり。

1. 2025年度活動状況

(1)調停委員等の推薦：札幌地方裁判所民事三部から北海道支部への依頼により調停委員の推薦を行った（17回の依頼に対して28名の調停委員、2名の専門委員を推薦）。

(2)建築関係訴訟連絡協議会：2025年度建築関係訴訟連絡協議会（札幌地方裁判所民事三部との意見交換会・建築専門家調停委員、同専門委員を含む）を2026年1月29日、札幌地方裁判所にて実施し、以下の講演と意見交換が行われた。①小野瀬昭（民事第三部総括判事）「開催挨拶」、②元芳哲郎（民事第三部判事）「令和7年度建築基本研究会及び建築実務研究会の結果報告」、③石川紘紹（民事第三部判事）「建築事件の審理運営の改善に関する協議」、④川岸信夫（専門委員）「水と建築～漏水と瑕疵」。オンラインも含め、判事・判事補：9名、書記官：14名、民事調停委員・専門委員等：29名が参加した。

(3)支部運営会議（メール会議を含む）：15回（2025年6月



3日、6月4日、7月11日、7月18日、7月25日、8月21日、8月27日、9月3日、9月24日、9月30日、10月9日、12月18日、2026年1月20日、3月11日、3月30日）実施した。

2. 2026年度運営体制

羽山広文運営委員長、運営委員 田中淳一（幹事）、堀田里佳（幹事）、菊地優、西川忠、植松武是、横山隆、の体制で支部の運営を行うこととした。

3. 新任調停委員等（2025年度）

北海道支部の推薦により、4月1日付けで再任調停委員10名、新任調停委員2名、再任専門委員7名、新任専門委員2名、10月1日付けで再任調停委員3名、新任調停委員1名、再任専門委員3名、新任専門委員3名が任用された。

（司法支援建築会議北海道支部運営委員会委員長／
北海道大学名誉教授）

○東北支部

吉野 博

司法支援建築会議の東北支部は2019年4月1日に設立され、今年で7年目を迎えた。設立の年の5月11日に東北支部発足記念講演会を開催し、その後、毎年、支部総会の際に講演会を実施してきた。ただし、2024年度は、速水清孝前東北支部長の提案で「みちのくの風 2024 盛岡」の関連行事として開催した。52名の参加者があり、好評であったことから、その後も「みちのくの風」の関連行事として開催することとした。また、運営委員会を適宜開催し、司法支援に関する情報交換を行っている。以下、2025年度の活動について報告する。

1. 講演会の開催

2025年6月21日に、日本建築学会司法支援建築会議東北支部第5回講演会を開催し、「仙台地方における近年の建築関係紛争について」と題して、仙台地方裁判所の太塚博喜判事より講演をいただいた。その中で、工事の瑕疵に伴う損害賠償請求や追加工事に基づく報酬請求に係る紛争が比較的多いことが述べられた。引き続き「建築関係紛争の今日的な課題について」と題して、東北学院大学櫻井一弥教授のモデレーターの下で、太塚判事、須藤力弁護士、宮城県建築士事務所協会高橋清秋会長がパネリストとなってディスカッションを行った。その中で、契約時においては書面による記録を残しておくことが重要であることなどが述べられた。参加者数は41名であった。

2. 運営委員会

運営委員会は2回開催した。第17回（2025年11月12日）では、①2025年度司法支援建築会議全体会議シンポジウム「司法支援建築会議のこれまでとこれから」の報告、②第14回司法支援建築会議建築紛争フォーラム「アスベストを巡る建築関連紛争の現状と課題－九州建設アスベスト訴訟を中心に－」の報告、③司法支援建築会議運営委員会（2025年度第1回、第2回）の報告、④次年度の講演会の企画に関する議論があった。

第18回（2026年3月19日）では、①本部の司法支援建築会議運営委員会（2026年2月16日）の報告、②第25回司法支援建築会議講演会（2025年11月21日）の報告、③みちのくの風 2026 福島で開催する司法支援建築会議東北支部第6回講演会の企画について議論された。

（司法支援建築会議東北支部運営委員会委員長／
東北大学名誉教授）

○東海支部

加藤幸治

1. 令和7年度（14回）建築関係協議会

日時：2025年11月13日（木）14：30～16：30

場所：名古屋地方裁判所庁舎第1・2裁判員選任室（事務棟3階）

参加人数：25名（対面：建築専門家7名、裁判官10名、書記官2名、調停委員6名、オンライン：建築専門家2名）

協議内容：

- ・挨拶：名古屋地裁 所長 筒井健夫
司法支援建築会議東海支部運営委員長 加藤幸治
- ・講演：「リフォーム工事における契約不適合判定（通常期待される施工水準）」
司法支援建築会議東海支部 岡部 功
- ・協議：事例紹介として（2名の調停委員）
事例紹介「リフォーム関係の紛争事例」
調停委員 小池公一、森 哲哉

2. 意見交換（裁判所から）

建築関係訴訟審理モデルについて

3. 打合せ会

日時：第1回 2025年7月7日（月）15：00～

第2回 2025年9月9日（火）15：00～

第3回 2025年10月23日（木）14：00～

場所：名古屋地方裁判所民事7部調停室

内容：日程、参加者、議題確認、発表者のタイムスケジュール、配布資料、今後の方針について

（司法支援建築会議東海支部運営委員会委員長／
元愛知江南短期大学教授）

○近畿支部

多田元英

支部運営委員会

第33回（2025年7月18日）、第34回（2025年8月27日）、第35回（2025年10月9日）、第36回（2025年12月15日）近畿支部運営委員会を開催した。

（1）第25回司法支援建築会議講演会（近畿）を準備し開催した。

（2）大阪地方裁判所より建築関係訴訟連絡協議会の協議員1名の推薦依頼が学会近畿支部宛てにあり、1名を推薦するとともに随行者として1名が同席した。本協議会は弁護士、建築関係4団体から推薦される建築士、裁判官・書記官が協議員として参加するものであり、今年は現地調停・リフォーム事案・デジタル化などについて協議された。

（3）近畿支部運営委員会委員長を小坂郁夫（京都工芸繊維大学名誉教授）から多田元英（大阪大学名誉教授）に交代した。

（4）近畿支部運営委員会に戸川勝紀（大阪市役所）が新たに委員（幹事）として加わった。

（5）司法支援建築会議近畿支部の運営方針を議論した。

第25回司法支援建築会議講演会（近畿）

2025年11月21日に建設交流会館において「第25回司法支援建築会議講演会（近畿）－大阪地方裁判所における建築裁判から－」を開催した。この講演会は毎年東京または大阪で行われ、前回の大阪開催は2022年5月であった。大阪開催時は近畿支部運営委員会が担当している。今回の講演会には63名が

参加し、本部運営委員会委員長からの活動報告を皮切りに、大阪地方裁判所・部総括判事の基調講演、同・判事の特別講演、近畿支部運営委員による3件の事例紹介がなされ、引き続いて建築訴訟における「保険」をテーマとするパネルディスカッション、質疑応答がなされた。

(司法支援建築会議近畿支部運営委員会委員長／
大阪大学名誉教授)

第14回司法支援建築会議建築紛争フォーラム 「アスベストを巡る建築関連紛争の現状と課題 —九州建設アスベスト訴訟を中心に—」報告

伊藤一秀

2025年9月8日に九州大学筑紫キャンパスで第14回司法支援建築会議建築紛争フォーラム「アスベストを巡る建築関連紛争の現状と課題 —九州建設アスベスト訴訟を中心に—」を開催した。冒頭では、2006年の全面使用禁止以後も既存建築ストック中に大量のアスベスト含有建材が残存している現実が確認され、石綿問題は過去の公害ではなく、建築実務と社会制度に深く関わる現在進行形の課題であることが強調された。また、本フォーラムは、建築紛争の判定・調停に関わる知見を共有し、紛争の未然防止に資するとともに、司法支援建築会議九州支部設立への契機とすることも目的として位置づけられていることを確認した。

基調講演では、福岡地方裁判所における民事事件の取り扱いを踏まえつつ、九州地域の建築紛争には豪雨等の自然災害に起因する訴訟が多いという地域特性が示され、あわせて九州建設アスベスト訴訟の経緯が概説された。主題解説では第一に、石綿繊維が肺組織に長期残留し、慢性炎症を通じて肺がん、悪性中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚などを引き起こす機序が平明に説明された。第二に、空気中アスベスト濃度の測定には方法論的な不確かさが伴い、解体現場での測定が施工業者の利害と衝突しうることから、高度な倫理性が要求されることが指摘された。第三に、工場労災からクボタショック、大規模災害時の飛散問題へと至る歴史的経緯を踏まえつつ、被害者救済の不十分さと国・企業の責任が論じられた。さらに、輸入石綿約1,000万トンのうち約8割が建材として蓄積され、2030年頃をピークに解体需要が増大するとの見通しが示され、今後のリスク拡大への警鐘が鳴らされた。加えて、CT画像に基づく数値気道モデルを用いた曝露解析や発症確率予測の試みは、将来的なリスク評価の高度化に資する新知見として提示された。

総合討論では、歴史的建築物の保存と石綿除去の両立、室内環境基準値の整備、迅速かつ信頼性の高い濃度測定手法の確立などが主要論点として共有された。全体として本フォーラムは、アスベスト問題を個別訴訟や労災補償に限定せず、建築、司法、医学、計測技術、社会的救済を横断する学際的課題として再定義し、日本建築学会による継続的かつ組織的な関与の必要性を確認した。

(詳細は『建築雑誌』2025年11月号p.44および司法支援建築会議HP参照)

(九州大学)

第25回司法支援建築会議講演会 「建築紛争の現状と課題(その7) —大阪地方裁判所における建築裁判から—」

小林陽一^{*1} 白沢吉衛^{*2}

本講演会は、2025年11月21日13:30~17:30に大阪市建設交流会館にて開催され63名が参加。司法支援建築会議 近畿支部運営幹事で司会を西邦弘(キンキ総合設計)、樋笠康男(長田建築事務所)、記録を小林陽一(安井建築設計事務所)、白沢吉衛(日建設計)、写真撮影を西博康(西建築エンジニアリング相談室)が担当した。

開会挨拶 小坂郁夫(司法支援建築会議近畿支部運営委員長／京都工芸繊維大学名誉教授)

1. 司法支援建築会議の活動

吉野 博(司法支援建築会議運営委員会委員長／東北大学名誉教授)

司法支援建築会議から裁判所へ鑑定人、調停委員、専門委員を推薦しADRも支援。活動報告はWEB公表し刊行物講演会で建築紛争の啓発・紛争予防を行っている。

2. 基調講演「建築訴訟の審理と専門家の役割について」

谷村武則(大阪地方裁判所第10民事部 部総括判事)

大阪地方裁判所第10民事部では建築関係訴訟の審理を行っている。建築関係訴訟は現地調停などで現地の状況を共通の理解とし、瑕疵があれば技術的専門性の観点から議論をして解決法を探るので、建築関係の専門家の関与が有益な訴訟類型といえる。

3. 事例報告その1 建築保険を巡る技術的争点と紛争事例—基礎・地盤事故を中心として—

高幣喜文(タカヘイ建築技術研究所主宰)

建築保険で損害を保険事故として補償する過程で、保険者と被保険者間で訴訟に発展することがある。実際に生じた技術的紛争を通じて建築保険の制度上・技術上の課題について講演があった。

4. 事例報告その2 雨漏り事件の原因調査

玉水新吾(「ドクター住まい」代表)

木質系住宅での雨漏りの生じやすい仕様として①軒の出無し、②外壁通気層無し、③陸屋根が上げられる。適切な材料を使用し適切な施工をすれば雨漏りは発生しない。防水には必ず一次防水と二次防水のセットで考える必要があるとの講演があった。

5. 事例報告その3 分譲マンションでの漏水トラブル事例から学ぶ—原因調査と保険補償のポイント—

佐藤真奈美(元大阪工業大学)

住民同士の紛争に発展する前の管理組合、管理会社の役割は大きい。事故を紛争にさせないため、①マンション保険の補償範囲、②居住者同士の紛争に発展させない理事会の役割、③調停が果たした役割について講演があった。

6. 特別講演「IT化の下での建築訴訟への専門家関与の在り方について」

大和隆之(大阪地方裁判所判事)

民事訴訟・調停のデジタル化が進んでおり、建築事件も専門家は裁判官と同席し、当事者とはWEB会議で実施することが主になったが、当事者との信頼関係構築等のため対面での実施も使い分けている。現地調査の重要性はデジタル化になっても変わらないとの講演があった。

7. パネルディスカッション コーディネーター：西 邦弘

パネリスト：高幣喜文、玉水新吾、佐藤真奈美、大和隆之

各登壇者から立場ごとに、建築紛争における保険の位置付けや課題について意見が述べられた。

- 1) 司法の現場からみた保険の使われ方：和解金協議の支払原資
- 2) 社会制度・保険商品・海外比較の視点から：保険のさらなる普及
- 3) 査定・鑑定の立場から：客観的鑑定と AI 技術の活用
- 4) マンション住民の立場から：損害発生直後の証拠が有用

閉会挨拶 田中 剛（日本建築学会近畿支部支部長）

（詳細は『建築雑誌』2026 年 4 月号 p.50 および司法支援建築会議 HP 参照）



（＊ 1—司法支援建築会議近畿支部運営委員／安井建築設計事務所）

（＊ 2—司法支援建築会議近畿支部運営委員／日建設計）

司法支援に関わって思ったこと

坂本 功

私が、司法支援建築会議の運営委員会の委員になったのは、その設立当初からだと思う。また、一時期、その支援部会の部長をつとめた。個別的な事案に関しては、東京地裁の調停委員や専門委員だったし、それ以外の所から鑑定を頼まれたこともあった。さらに、最高裁判所の建築関係訴訟委員会の専門委員や委員にもなった。我ながら、司法支援にずいぶん関わってきたと思うが、そのもっとも大きな理由は、裁判関係では、いわゆる欠陥住宅問題が多くあるが、私が木造建築の構造を専門にしていたからだろうと思う。以前なら、逃げ腰になるところだが、日本建築学会が組織だって司法支援をするとすると、逃げるわけにはいけなくなった、というのが正直な気持である。

以下、断片的ではあるが、司法支援に関わって思ったことを、いくつか書いてみたい。

ある事案で、「壁量が足りない」ことが争点になっていた。分厚い意見書には、地震発生の仕組みから木造住宅の耐震設計の細部にいたるまで、詳しい説明が書かれていた。そして、たしかに、地震に対する壁量が不足していた。しかし、風に対する壁量がもっと不足しているのだが、そのことにはまったく言及がなかった。民事なので、争っていることだけの可否を判断すべきであって、争っていないことについては、問題にはいけないうだ。このことは、いまだに気にかかっている。

いわゆる欠陥住宅の場合、紛争の当事者の片方は、その住人や持ち主である（その人たちが原告とは限らず、「欠陥があるから工事代金を支払わない」ことを、施工者側から訴えられる場合も多かった）。そのような事案に関わってしばしば痛感したのは、住宅（建築）は、医療や知財よりも、一般の人（素人

の方）にもずっと分かりやすいと思うのだが、それでも、建築の専門家と一般の人との間には、相当の知識の開きがあるということである。たとえば、専門家は「土台」と「基礎」とを明確に呼び分けているが、一般の人は、たいていの人が基礎のことを土台と呼んでいる。また、「背割り」はもう最近では欠陥（瑕疵）としてとり上げられることはないと思うが、「柱に最初から割れた木を使っている」という訴えがあったと聞いたことがある。背割りは、専門家（この場合大工）がやるべき重要な仕事である。

調停の期日や、その下調べのために、東京地裁にはしばしば行った。そこで、研究一筋で優れた業績をあげておられ内心尊敬している先生方と顔を合わせることが時々あった。おそらく、専門家としての社会的役割だとして、研究成果として表には出せない面倒なこの仕事をやっておられるのだと思い、ますます偉いなあと、感心することがあった。

私もその先生方を見習って、微力を尽くしてきたつもりだったので、司法支援建築会議から 2013 年に「功労者表彰」を受け、2019 年には「名誉司法会員」にいただいたとき、どちらも非常にうれしかった。（東京大学名誉教授）

開催報告

令和 7 年度東京地方裁判所「建築関係事件研究会」

テーマ：建築基準法 6 条第 1 項第 4 号の縮小に関する手続きについて

日 時：2025 年 11 月 28 日（金）15：00～17：00

会 場：東京地方裁判所

講 師：澤田正樹（ものづくり大学教授／調査研究部会委員）

参加者：約 20 名

開催予告

2026 年度日本建築学会大会（中国）関連行事

第 15 回建築紛争フォーラム「中国地域における建築紛争の現状と課題」

日 時：9 月 7 日（月）13：30～17：00

会 場：広島大学 東千田キャンパス SENDA LAB

参加費：無料

詳 細：本会 Web ページ「催し物・公募」欄参照

第 26 回司法支援建築会議講演会

「近年の調停の動向——裁判所調停を中心に」

日 時：12 月 15 日（火）13：00～17：00

会 場：建築会館ホール（東京都港区芝 5-26-20）およびオンライン

参加費：有料

詳 細：本会 Web ページ「催し物・公募」欄参照

【編 集】司法支援建築会議普及・交流部会

【表紙デザイン】桑原淳司

【発行所】〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20

一般社団法人 日本建築学会 司法支援建築会議

【発行人】小野田泰明

TEL.03-3456-2051 FAX.03-3456-2058

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

E-Mail: shiho@aij.or.jp